

# インボイス制度に対応した帳簿の作成について

令和5年9月20日

簿記とは【いつ・誰に・何代を・幾ら】を帳簿に記録する事ですが、消費税のインボイス制度が令和5年10月1日から開始され今まで以上に記帳が煩雑になっています。

簡易課税制度を選択されている会員の皆様は課税売上で消費税を計算するのでまだいいのですが一般(本則)課税制度を選択されている会員の皆様は仕入・経費・事業用固定資産の取得について細分化する必要があります。課税・非課税・不課税仕入に分類するのは従前からですがインボイス制度が始まり、取引先がインボイス登録しているかどうかによって仕訳から変わってきます。なお、免税事業者のままていく方は従前と変わりません。総勘定元帳の摘要欄に【誰に・何代を】の記帳が無く【日付と金額だけ】というのは論外です。よく見うけられるのが例えば科目で【接待交際費】ならば相手科目が【現金】・補助が【〇〇商店】・摘要が【空白又は交際費】なんてのがあります。科目が『接待交際費』なのに【摘要】も「交際費」とは困ったものです。総勘定元帳として元々問題有りですが消費税の仕入税額控除は基本出来ないと考えて下さい。

悪い例 1 総勘定元帳 (接待交際費)



日付	相手科目	補助 (区)(税)(率)	摘要	借方金額 消費税	貸方金額 消費税	残高 元:(区 税率)
9/26	現金	〇〇商店		33,000		45,600
10/5	現金	補助簿 無	交際費	4,320		49,920
10/6	現金	●●酒店		4,950		54,870
1010	現金	補助簿 無		3,000		57,870



良い例 2 総勘定元帳 (接待交際費)



日付	相手科目	補助 (区)(税)(率)	摘要	借方金額 消費税	貸方金額 消費税	残高 元:(区 税率)
9/26	現金	〇〇商店	タオルセット 売上先◆◆にお祝い	33,000		45,600 (21 10%) ★
10/5	現金	補助簿 無	〇〇製菓店 売上先◇◇に菓子折	4,320		49,920 (21 軽8%)
10/6	現金	●●酒店	ビール1箱 売上先△▽に寸志	4,950		54,870 (21 10%)
1010	現金	補助簿 無	●〇会へ 令和5年 通常会費	3,000		57,870 (24 0%)

上の「良い例2」の右端の【残高 元 (区 税率)】欄はどのような消費税の取引かを表しています。

- (21 10%)・・・ 21 仕入(課税売上に対応する課税仕入)
- (21 軽8%)・・・ 21 仕入(課税売上に対応する軽減税率の課税仕入)
- (22 10%)・・・ 22 仕入(非課税売上に対応する課税仕入)
- (23 10%)・・・ 22 仕入(課税売上・非課税売上に共通する課税仕入)
- (24 0%)・・・ 24 仕入(もともと消費税が掛からない非課税仕入)

〇〇商店はインボイス登録していません・・・★印を付けて仕入税額控除注意(80%)

〇〇製菓店と●●酒店はインボイス登録済・・・★印無し → 100%控除

## 【豆知識】

\* 交通用具を使用して通勤している従業員に通勤交通費を出している事業所は多いと思いますが給与所得者はインボイス登録なんかしません。では消費税額控除は出来ないのかというと出来ます。

Aさんに毎月非課税交通費の範囲内で7,100円を支給していたとします。  
7,100円×10/110=645円(消費税)になり従前どおり100%仕入税額控除が出来ます。

## 問題点

仕入先は補助で〇〇商店と分かりますが何を何のために買ったのか？が分からない。

仕入先が分からない。何を何のために買ったのか？も分からない。

仕入先は●●酒店と分かりますが何を何のために買ったのか？が分からない。

仕入先が分からない。何を何のために買ったのか？さえも分からない。



インボイス登録で免税事業者から課税事業者になり、一般(本則)課税で申告する方は9月30日で棚卸をして明細書を作って下さい。期首棚卸の仕入税額控除が出来ます。



インボイス制度の【少額特例】が適用可能な方はインボイス登録をしていない事業者からの一回の取引が税込み1万円未満の課税仕入には★印不要です。100%仕入税額控除が出来ます。(税込み1万円はアウトで★が要ります)  
仕入先は〇〇商店、売上先◆◆にお祝いとして渡す為にタオルセットを購入した。(インボイス登録してない事業者からの課税仕入)

仕入先は〇〇製菓店、売上先◇◇に営業で菓子折りを購入して持参した。(課税仕入 軽減税率8%) ← 食料品 (箱代別途10%有るかも)

仕入先は●●酒店、売上先△▽に寸志としてビール1箱を購入して持参した。(課税仕入) → ジュースなら軽減税率8%

仕入先は●〇会、令和5年分の通常会費を支払った。(不課税仕入)

令和5年9月30日までの課税仕入については仕入先がインボイス登録していなくても100%仕入税額控除が出来ますが令和5年10月1日以降はインボイス登録をしていない事業者からの仕入はいくら消費税を支払っていても100%の仕入税額控除が出来ません。但し、経過措置で令和5年10月1日から令和8年9月30日までは80%を控除出来ます。令和8年10月1日から令和11年9月30日までは50%を控除出来ます。(その後は出来なくなるのでしょうか)ですから元帳に★印を付ける等の表示が必要になってきます。

【良い例2】の「9/26」の取引で見えますと 33,000円の取引は、本体30,000円+消費税3,000円になっています。消費税を3,000円支払っていてもインボイス登録をしていない事業者からの課税仕入ですと3,000円の80%だけが仕入税額控除になります。要は貴方が確定申告で計算して納める消費税額が3,000円-2,400円=600円増えます。このような取引が令和5年10月1日から令和5年12月31日まで55万円有ったとしますと消費税は10%で5万円×5万円×80%=4万円しか仕入税額控除が出来ず、1万円も多く国に納める事になります。インボイス登録していない事業者が納める消費税を貴方が納めなければならないわけです。

取引先が本来納める消費税を貴方が代わって余分に支払う事になります

